
**
** Interstage XWand Personal Runtime V10.0.0 **
** (試用版) **
**
** 試用版説明書 **
**
** 2009年 9月 富士通株式会社 **
**

はじめに

本ソフトウェアは、Interstage XWand Personal Runtime V10.0.0 製品の試用版です。本ソフトウェアは、Interstage XWand Personal Runtime V10.0.0 製品が提供する機能の中で、以下の機能を期間限定で試用することができ、製品の評価に利用することができます。

- タクソノミーおよびインスタンスを作成・編集するタクソノミーエディタ・インスタンスクリエータ (XBRL2.1用)
- Formula定義を作成・編集するフォーミュラエディタ (XBRL2.1用)
- Excel連携機能における、以下のツール
 - シートインスタンスクリエータ

動作するプラットフォームなど、詳細な情報は、ソフトウェア説明書 (readme.txt) を参照してください。

1 インストール

- 1) 使用期限についての注意
本ソフトウェアは2010年3月31日まで使用することができます。

- 2) 必須ソフトウェアの確認
本ソフトウェアの動作には、Java環境が必要です。本試用版では、以下に記載したJava環境を、本ソフトウェアのインストールの前に、インストールしておく必要があります。
 - Java(TM) 2 Runtime Environment (J2RE) Standard Edition Version 1.4.2
 - Java(TM) 2 Runtime Environment (J2RE) Standard Edition Version 5.0

なお、最新版のJava環境を、以下から取得可能です。
またインストール手順についても参照することができます。
<http://java.com/ja/download/manual.jsp>

Java環境がすでにインストールされているかどうかは、「コントロールパネル」の「プログラムの追加と削除」の「現在インストールされているプログラム」の一覧に、Java環境が含まれているかどうかで、確認することができます。なお本試用版では上記のSun Microsystems社製Java環境でもお試しいただけますが、製品版Interstage XWandご利用時には、動作保証のため必ず下記のいずれかの富士通製Java環境をご利用ください。

- Interstage Jクライアント運用パッケージ V9
- Interstage Studio クライアント運用パッケージ V9

- 3) セットアップ
自己復元形式ファイルを実行すると、実行フォルダ配下に、フォルダが作成されます。その中の“setup.exe”を実行してください。

なおインストール先フォルダのデフォルト値は、以下です。
[システムドライブ]:%Program Files%\SXWand\XWand-ps

2 ツールの起動方法

スタートメニューの「プログラム」-「Interstage XWand Personal Runtime」
-「ツール」-「XBRL2.1」から、ツールを起動します。
必要に応じて、各ユーザーズガイドを参照してください。

3 アンインストール

- 1) コントロールパネルの「アプリケーションの追加と削除」で
“Interstage XWand Personal Runtime V10.0(試用版)”を選択して削除を実行
してください。

4 注意事項

=====

注意事項は、ソフトウェア説明書(readme.txt)を参照してください。
以下では、本試用版での注意事項を記述します。

- 1) 試用版と製品版の機能差異
本試用版は製品版の一部機能のみを提供しています。
- 2) 試用版と製品版のインストール・アンインストール
本試用版がインストールされている状態で製品版をインストールすることはできません。製品版をインストールするには、本試用版をアンインストールしてから行ってください。

Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

Java およびその他の Java を含む商標は、米国およびその他の国における Sun Microsystems, Inc. の商標であり、同社の Java ブランドの技術を使用した製品を指します。

XBRLは、XBRL International, Inc. の米国およびその他の国における登録商標です。

All Rights Reserved, Copyright(C) FUJITSU LIMITED 2003-2009

本ソフトウェアには「外国為替及び外国貿易管理法」に基づく特定技術が含まれています。したがって本ソフトウェアを輸出または非居住者に提供するときは、同法に基づく許可が必要となります。
